

## オンライン完結型本人確認手続に関する Q & A

| 番号 | 質問                                                                                                       | 回答                                                                                                                                                                                                                                               | 分類       |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 1  | 「携帯音声通信事業者又は貸与業者が提供するソフトウェア」に求められる性能等はどのようなものか。最低限備えなければならない機能等の条件はあるのか。                                 | ソフトウェアを使用して撮影した自然人等の容貌をオンラインで送信することにより本人確認が完結する手続（以下「オンライン完結型本人確認手続」という。）は、他の本人確認手続と同様、他人へのなりすまし等の防止に資するものとして行わなければならない。したがって、当該ソフトウェアに求められる性能としては、このような目的を達成するために必要な性能を備えている必要があり、例えば、撮影から送信までの過程において画像が加工されていないことを確実にすること（画像加工機能がないこと）などが必要です。 | ソフトウェア関係 |
| 2  | 「携帯音声通信事業者又は貸与業者が提供するソフトウェア」について、具体的な仕様を示す予定はあるのか。                                                       | 当該ソフトウェアについては、携帯音声通信事業者又は貸与業者（以下「携帯音声通信事業者等」という。）が、本人確認手続を行う主体としての責任において準備、提供を行うべきものであり、総務省からその内容について特定の仕様等を示す予定はありません。                                                                                                                          | ソフトウェア関係 |
| 3  | 「携帯音声通信事業者又は貸与業者が提供するソフトウェア」は自社開発でなければならないのか。委託契約を結んだ開発ベンダ等の第三者から提供を受けたソフトウェアを、自社の手続において提供するような場合でもよいのか。 | 必ずしも、当該ソフトウェアを携帯音声通信事業者等が自ら開発する必要はなく、委託契約等により、システム開発ベンダ等の第三者から提供を受けたソフトウェアを、アプリや申込み WEB ページ等に組み込んで使用することも可能です。<br>ただし、その場合であっても、当該ソフトウェアを提供するのは特定事業者であり、当該ソフトウェアの性能等が原因となって本人確認手続が適切にされなかった場合には、携帯音声通信事業者等の本人確認義務違反となる可能性があります。                  | ソフトウェア関係 |
| 4  | 「携帯音声通信事業者又は貸与業者が提供するソフトウェア」は、PC に限らず、スマートフォン等の携帯電話端末やタブレット等で利用することもよいのか。                                | オンライン完結型本人確認手続を適切に行うために必要な機能を備えているのであれば、どのような端末を使用するかについて特に制限はありません。                                                                                                                                                                             | ソフトウェア関係 |

|   |                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |          |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 5 | 「携帯音声通信事業者又は貸与業者が提供するソフトウェア」を利用した場合、容貌を撮影する者（撮影ボタンを押す者）は、本人確認を受ける当人でなくてはいけないのか。第三者が当該本人を撮影してもよいのか。                                                   | 規定上、『『自然人又はその代表者等に』携帯音声通信事業者又は貸与業者が提供するソフトウェアを使用して『撮影をさせた』』とあるとおり、基本的には、本人が撮影を行うことが想定されます。ただし、契約手続等が本人の意思において行われていることに影響がない限りにおいて、第三者が撮影のための補助を行う程度であるならば、許容されるものと考えます。                                                                                                                                                                | ソフトウェア関係 |
| 6 | 「自然人又はその代表者等の容貌」とあるが、容貌についての条件等はあるのか。例えば、使用しようとする本人確認書類に添付されている写真と同様の条件（本人確認書類の写真に眼鏡をかけた写真が添付されていなければならぬ等）を設定する必要があるのか。                              | 撮影された容貌と本人確認書類との間に装着品の有無等の差異があることにより直ちに本人確認手続が不適切と判断されるものではありませんが、他人のなりすまし等を防止し、適切な本人確認手続を実施するために合理的と認められるものである必要があります。                                                                                                                                                                                                                | 容貌関係     |
| 7 | 「自然人又はその代表者等の容貌」については、例えば既に撮影済みの容貌を印刷した画像等をさらに撮影させること等、想定外の方法での対応等に直面する可能性も考えられるが、本人性の担保については、どの程度まで措置を行えば、事業者として本人確認の義務を果たしたといえるのか。                 | 既に撮影されている画像を撮影することは、携帯電話不正利用防止法施行規則に基づく本人確認手続としては認められないものである一方、どの程度の措置をとれば本人性が十分に担保されるかについては、一律に基準を示すことは難しく、各携帯音声通信事業者等において、ソフトウェアの設計や運用等において工夫を行う必要があります。<br>なお、あくまで一例として挙げれば、容貌を撮影する際に、一定の動作（左手を挙げる、首を傾げる等）を行うことをランダムに契約者に求める方法や、英数字等をランダムに契約者に指定して撮影させる方法など、事前に撮影した画像を用いることを困難とする条件を課すことによって、現に容貌を撮影している本人が、本人であることを一定程度担保できると考えます。 | 容貌関係     |
| 8 | 上記質問に関連して、本人の容貌の撮影において、なりすまし等を防ぐための仕組み（上記回答に例として挙げられているランダムな動作等）は必ず備えなければならないのか。また、その仕組み次第では、動画により撮影がされることが想定されるが、保存容量の関係などから、保存条件次第では静止画で保存してもよいのか。 | 一般論として、オンライン完結型本人確認手続に限らず、携帯電話不正利用防止法で求められるいずれの本人確認方法においても、本人特定事項の確認は適切に行われる必要があると考えられます。そして、オンライン完結型本人確認手続においても、適切に実施するための工夫の一つとして、なりすまし等を防止するための仕組みを工夫する必要があると考えます。<br>この偽造防止の仕組みを活用した場合の保存の在                                                                                                                                        | 容貌関係     |

|    |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                   |              |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
|    |                                                                                                                                   | り方については、本人確認を求める規定の趣旨を踏まえ、適切な本人確認手続が行われたことを確認できるものであることが必要であり、本人確認手続が適切に実施されたことを後に検証できるのであれば、必ずしも全ての動画を保存されている必要はありません。                                                                                                           |              |
| 9  | 「自然人又はその代表者等の容貌」に関連して、撮影する際の背景等の条件を指定する必要があるのか。例えば、必ず屋内で撮影をしなくてはならない等の条件を指定しなければならないのか。                                           | 規定上、背景等の条件の指定を義務付ける規定はありませんが、撮影された容貌が適切な本人確認手続の実施を妨げないものとなるように、携帯音声通信事業者等において判断の上、適宜条件を設定することは有用であると考えます。例えば、背景に本人以外の容貌が映り込むことや、画像の判別に影響を及ぼすような明るさ等の環境下での撮影を避けるような指定等が考えられます。                                                     | 容貌関係         |
| 10 | 半導体集積回路（以下「IC チップ」という。）に記録された本人確認情報の送信を受ける場合、IC チップに住居、氏名、生年月日及び写真の情報が含まれてさえいれば、その IC チップが添付されている本人確認書類はどのようなものでも使用してよいのか。        | 他の本人確認書類に求められる条件と同様、携帯電話不正利用防止法施行規則で本人確認書類と認められている本人確認書類である必要があり、例えば、マイナンバーカードや運転免許証などがこれに該当します。他方で、IC チップに氏名、住居、生年月日及び写真の情報が保存されていたとしても、当該 IC チップが添付されている書類が携帯電話不正利用防止法施行規則で本人確認書類と認められているものではない場合は、オンライン完結型本人確認手続に使用することはできません。 | IC チップ<br>関係 |
| 11 | IC チップに記録された本人確認情報の送信を受ける場合、送信を受けた情報は真正な内容であるという前提で扱っても問題ないのか。                                                                    | IC チップに保存された情報が送信された場合、それが真正なものであるか否かは本人確認手続を行う携帯音声通信事業者等の責任において確認を行う必要があります。例えば、秘密鍵で暗号化された IC チップ情報の送信を受け、これを公開鍵で復元するなどの手続を踏むことにより、当該情報が真正なものであることが担保されているとの確認を行うなどの必要があります。                                                     | IC チップ<br>関係 |
| 12 | 運転免許証の IC チップ情報を用いる場合において、運転免許証の記載事項（住所等）に変更が生じ、当該記載事項には電子署名が付されていないときは、変更されていない事項のみを電子署名により検証し、変更があった事項は電子署名による検証を行わない方法は認められるか。 | 記載事項に変更が生じた運転免許証を利用する場合において、電子署名により真正性を確認することができる交付時の記載事項及び写真の情報と同時に変更後の記載事項（新氏名、新住所等）の情報が送信されるときは、当該変更後の記載事項の情報の真正性についても確認できるものとし、携帯電話不正利用防止法施行規則第3条第1項第1号ハ、ニに規定する確認方法として認められます。                                                 | IC チップ<br>関係 |

|    |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                    |              |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 13 | IC チップに記録された情報について送信を受ける場合、本人確認記録と関連付けて保存する必要がある情報とは、何が該当するのか。                                                                    | 携帯電話不正利用防止法施行規則第3条第1項第1号ハでは、「氏名、住居、生年月日及び写真」が、同号ニでは、「氏名、住居及び生年月日」が送信されるべき情報となることから、これらの情報を保存する必要があります。                                                                                                                             | IC チップ<br>関係 |
| 14 | IC チップに記録された情報については、必ずしも本人特定事項に限らないと思われるところ、そういった不要な情報までも受信してしまわないようなシステムの仕様が求められるという理解でよいのか。                                     | これまでも、携帯電話不正利用防止法施行規則第10条第1項に規定されているとおり、本人確認手続において本人確認書類の写しの送付を受けた場合や半導体集積回路に記録された情報の送信を受けた場合等には、本人確認書類の写しや情報等を保存する必要がありますが、その写しには本人特定事項以外の情報が含まれている可能性があることから、このような場合と同様に個人情報保護法等に従い、適切に取り扱う必要があります。                              | IC チップ<br>関係 |
| 15 | 撮影した画像が動画の場合は、動画のまま本人確認記録に残さなければならないのか。本人確認を行った際に判断のポイントとなった部分のみを静止画として切り出して保存することも可能か。                                           | 後日、適切な本人確認手続が行われたことを検証するために必要な事項を確認することが可能であれば、動画で撮影した場合であっても、静止画として保存することに問題はありません。                                                                                                                                               | 確認の流れ<br>関係  |
| 16 | 事業者の提供するソフトウェアを使用して送信すれば、本人確認用画像情報は、あらかじめ撮影をしたものでも問題ないのか。<br>また、撮影については規則第1条、送信については規則第3条でそれぞれ規定されているが、撮影と送信の各行為は連続したものでなくてもよいのか。 | 画像情報の偽変造を防止するため、あらかじめ撮影した本人確認用画像情報を利用することは認められません。<br>また、撮影と送信は一体的に行われる必要があり、これらが別の条項で定められていることは、これらの連続性が不要との根拠にはなりません。偽変造の防止に資するために、撮影後速やかに送信されるシステムとされることが望ましいと考えます。                                                             | 確認の流れ<br>関係  |
| 17 | オンライン完結型本人確認方法を活用する場合に、この本人確認業務を外部に委託することとしてもよいのか。<br>例えば、システムの開発及び運用を委託することや、本人確認手続を媒介業者等に委託してもよいのか。                             | 他の本人確認方法と同様、本人確認手続を外部に委託することは可能ですが、その場合であっても、携帯電話不正利用防止法等に基づく責任を免れるわけではありません。システムの開発等を委託した場合であっても、上記3の回答のとおり、自己の責任において当該システムにより適切に本人確認手続を実施する必要がありますが、また、本人確認手続を媒介業者等に委託した場合であっても、当該媒介業者等に対して必要かつ適切な監督を行う義務（携帯電話不正利用防止法第12条）があります。 | その他          |

|    |                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 18 | 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第6条第1項第1号トの規定に類似した方法で、例えば、新たに携帯音声通信役務を契約しようとしている者の本人確認を行う代わりに、その者が既に締結している他の携帯音声通信役務契約や他の業種の事業者と既に締結している契約についての本人確認記録を確認することで、本人確認手続を行ってもよいのか。 | この条項に規定されているような方法は、携帯電話不正利用防止法施行規則では規定されていないため、他の事業者において本人確認が行われたことを確認すること等によって本施行規則に基づく本人確認を行うことは認められていません。<br>ただし、音声通話可能端末設備等の貸与契約（いわゆるレンタル携帯の契約）を新たに締結しようとしている場合で、既に同じ貸与業者と貸与契約を締結しているような場合には、簡易な方法による本人確認が認められる場合があります（詳しくは携帯電話不正利用防止法施行規則第19条第5項等の規定を参照ください）。 | その他 |
| 19 | オンライン完結型本人確認手続で本人確認を完了すれば、その後に音声通話可能端末設備等を送付する先は、どの住所に宛てて送っても問題ないのか。また、転送不要郵便等を使わずに送付することも可能となるのか。                                                                   | 本人確認手続において確認することとされている住居については、あくまで契約者等の現住居であることが必要であり、これはオンライン完結型本人確認手続においても同様です。<br>不正利用を防止することを定めた携帯電話不正利用防止法の目的に鑑み、適切に相手方に音声通話可能端末設備等を渡すことが必要であると思われます。                                                                                                         | その他 |

（更新履歴）

2021年3月29日 初版

2024年9月20日 12追加

2026年4月1日 15～20 削除

（参考）

・令和2年1月10日

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 に対する意見募集

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban18\\_01000072.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000072.html)

・令和2年3月3日

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果の公表

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban18\\_01000077.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000077.html)

・令和7年1月27日

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 に対する意見募集

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban18\\_01000244.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000244.html)

・ 令和 7 年 4 月 1 日

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果の公表

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban18\\_01000247.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000247.html)